

参考資料

1. 各社の増収率等 P 1
2. 各社の収支状況 P 2
3. 各社の運賃改定状況 P 3
4. 運賃に関する制度 P 4~1 0



国土交通省

国土交通省

東京大手民営バス事業者の増収率等

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
国際興業	普通運賃	13,911	14,141	230	1.651%
	定期等	2,824	2,904	80	2.823%
	合計	16,735	17,045	309	1.849%
関東バス	普通運賃	7,073	7,191	118	1.663%
	定期等	1,564	1,606	42	2.695%
	合計	8,637	8,797	160	1.850%
西武バス	普通運賃	12,920	13,139	219	1.694%
	定期等	3,157	3,188	30	0.959%
	合計	16,077	16,326	249	1.550%

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
東急バス	普通運賃	16,745	17,026	281	1.676%
	定期等	5,362	5,490	127	2.374%
	合計	22,107	22,515	408	1.845%
京王バス東	普通運賃	4,027	4,096	69	1.712%
	定期等	755	768	13	1.709%
	合計	4,782	4,864	82	1.712%
京浜急行 バス	普通運賃	12,541	12,766	226	1.799%
	定期等	3,036	3,087	51	1.692%
	合計	15,576	15,853	277	1.778%

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
小田急バス	普通運賃	8,711	8,854	143	1.641%
	定期等	2,408	2,470	62	2.587%
	合計	11,119	11,324	205	1.846%
京成バス	普通運賃	10,998	11,190	192	1.748%
	定期等	3,984	4,068	85	2.129%
	合計	14,981	15,258	277	1.849%
東武バス セントラル	普通運賃	4,128	4,196	68	1.652%
	定期等	672	685	13	1.871%
	合計	4,800	4,880	81	1.682%

大阪シティバス及び5大都市の公営バス事業者の増収率等

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
東京都 交通局	普通運賃	22,082	22,453	371	1.678%
	定期等	5,594	5,706	112	2.010%
	合計	27,676	28,158	483	1.745%
横浜市 交通局	普通運賃	10,961	11,139	177	1.619%
	定期等	4,079	4,177	98	2.396%
	合計	15,041	15,316	275	1.830%

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
名古屋市 交通局	普通運賃	5,771	5,771	0	0.000%
	定期等	5,796	5,962	166	2.862%
	合計	11,567	11,733	166	1.434%
大阪 シティバス	普通運賃	5,439	5,439	0	0.000%
	定期等	4,166	4,288	122	2.932%
	合計	9,606	9,728	122	1.272%

(単位:百万円)

事業者名	種別	現行収入額	改定後 収入見込額	増収額	増収率
京都市 交通局	普通運賃	8,568	8,568	0	0.001%
	定期等	8,847	9,160	313	3.544%
	合計	17,415	17,728	314	1.801%
神戸市 交通局	普通運賃	4,569	4,580	11	0.240%
	定期等	4,082	4,231	148	3.630%
	合計	8,652	8,811	159	1.840%

※「合計額」及び「増収額」は端数処理の関係で合わない場合がある。また、「増収率」は千円単位の数値で算出した値を記載している。

東京大手民営事業者の一般乗合バス事業の収支状況

(単位:百万円)

	国際興業		関東バス		西武バス		東急バス		京王バス東		京浜急行バス	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
収入	18,050	18,432	9,599	9,784	18,595	18,995	26,238	26,315	5,644	5,747	11,896	11,882
支出	16,611	17,183	8,774	8,934	17,205	17,698	24,608	24,666	5,387	5,449	10,731	11,071
損益	1,438	1,250	825	850	1,390	1,297	1,630	1,649	258	298	1,165	811
経常収支率(%)	108.7	107.3	109.4	109.5	108.1	107.3	106.6	106.7	104.8	105.5	110.9	107.3

(単位:百万円)

	小田急バス		京成バス		東武バスセントラル	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
収入	12,923	13,224	14,288	14,445	5,088	5,107
支出	12,916	13,357	13,004	13,251	4,715	4,786
損益	7	△ 133	1,284	1,194	373	321
経常収支率(%)	100.1	99.0	109.9	109.0	107.9	106.7

大阪シティバス及び5大都市の公営事業者の一般乗合バス事業の収支状況

(単位:百万円)

	東京都交通局		横浜市交通局		名古屋市交通局		大阪シティバス		京都市交通局		神戸市交通局	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
収入	37,202	39,210	19,635	19,576	20,465	20,800	12,401	12,684	20,644	20,961	10,246	10,201
支出	38,587	39,860	19,007	19,861	21,970	22,837	12,917	12,925	18,482	19,181	11,056	10,828
損益	△ 1,385	△ 650	627	△ 285	△ 1,505	△ 2,037	△ 516	△ 241	2,162	1,780	△ 811	△ 627
経常収支率(%)	96.4	98.4	103.3	98.6	93.2	91.1	96.0	98.1	111.7	109.3	92.7	94.2

乗合バス事業者の運賃改定状況

事業者名	国際興業	関東バス	西武バス	東急バス	京王バス東	京浜急行バス
改定実施年月日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
改定率	1.849%	1.850%	1.550%	1.845%	1.712%	1.778%
前回改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
前回改定率	2.857%	2.857%	2.821%	2.827%	2.857%	2.746%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定

事業者名	小田急バス	京成バス	東武バスセントラル
改定実施年月日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
改定率	1.846%	1.849%	1.682%
前回改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
前回改定率	2.84%	2.84%	2.86%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定

事業者名	東京都交通局	横浜市交通局	名古屋市交通局	大阪シティバス	京都市交通局	神戸市交通局
改定実施年月日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
改定率	1.745%	1.830%	1.434%	1.272%	1.801%	1.840%
前回改定実施年月日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年9月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
前回改定率	2.845%	2.851%	2.695%	2.755%	2.818%	2.675%
改定理由	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定	消費税率引上げに伴う運賃改定

乗合バス運賃に関する制度

乗合バス運賃：上限運賃認可制（道路運送法第9条）

【上限運賃認可の主な審査基準】

- ① 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- ② 旅客の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。
- ③ 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ④ 他の事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないこと。

上限認可・実施運賃届出制

○ 運賃改定の方法

個別事業者ごとに、上限運賃を国土交通大臣（又は地方運輸局長）が認可。
認可を受けた上限運賃の範囲（上限の80%まで）内で実施運賃を届出。

【道路運送法第9条第1項】

一般乗合旅客自動車運送事業を営む者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

※ただし、認可申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線の長さが200キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が100両未満であるものについては、地方運輸局長権限により認可。

（施行令第1号第2項及び施行規則第67条第1項第3号）

【道路運送法第9条第3項】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

上限運賃認可について

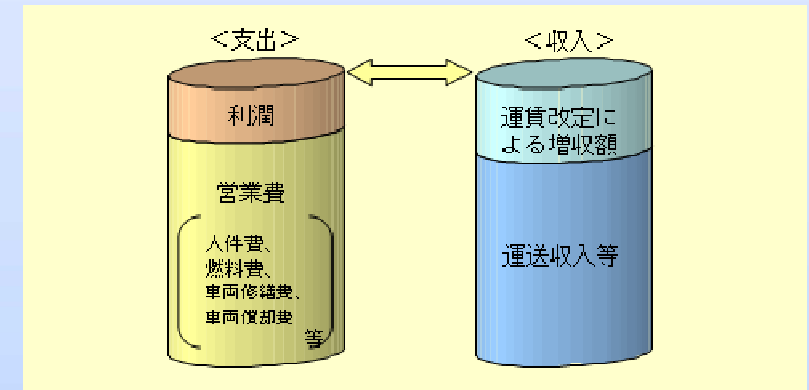
1. 総括原価方式

乗合バス事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

【原価として認める費用項目】

- ・人件費
- ・車両に関する費用(購入費・修繕費・償却費)
- ・燃料油脂費
- ・一般管理費
- ・営業外費用(金融費用等)
- ・その他運送費(諸税・保険料等)
- ・適正利潤

<総括原価方式のイメージ図>



2. 収入・費用の査定方法

収入:実績に基づき、過去の輸送傾向を見込んで運送収入を算出。

費用:ヤードスティック方式(ブロック毎に標準原価を算出し、それとの比較で事業者の各費用項目の申請値を査定。事業者からの申請原単位とブロック標準原単位との和半値等で算定。)により査定。

3. 上限運賃の変更要否基準等

原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

標準原価ブロックの設定状況

・全国を21ブロックに分けて、毎年、事業者からの報告に基づき、標準原価を作成。

地域区分	適用地域	地域区分	適用地域
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	北陸	福井県、石川県及び富山県
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県(京阪神に属する地域を除く。)
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	南近畿	奈良県及び和歌山県
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	京阪神	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)
長野	長野県	山陰	鳥取県及び島根県
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	山陽	岡山県、広島県及び山口県
千葉	千葉県	四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県(京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。)	北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	沖縄	沖縄県
東海	愛知県、三重県及び岐阜県		

上限運賃変更認可申請から認可までの流れ

乗合バスの上限運賃の改定手続

【道路運送法第9条第1項】

一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

運輸審議会

【道路運送法第88条の2】国土交通大臣は、乗合バスの運賃等の上限を認可する場合は、運輸審議会に諮らなければならない。

消費者庁

【平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ】「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて」

・物価問題に関する関係閣僚会議に付議

6大都市に係る基本運賃

* 東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の公営事業者、東京都区内の民営事業者に係るもの

【消費者庁への対応】

車両数	手続き
400両以上(200両以上)	協議
399両以下(199両以下)	情報提供(事後連絡)

* ()内は公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者に係るもの

申請

国土交通大臣

審査

認可

【道路運送法施行規則第67条】

— 地方的な路線 —
路線の長さが200km未満
かつ
保有車両数100両未満

地方運輸局長

審査

認可

自動認可運賃制度

道路運送法では、タクシー事業者の運賃等の設定は個別申請、個別認可によることとなっているが、それぞれの地域に膨大な数の事業者が存在するタクシー事業においては、すべての事業者の運賃を個別に審査し、その適否を個別に判断することは事実上困難であり、集合的に処理せざるを得ない。

このため、行政運用上の措置として、個別事業者の原価計算書類等を個別に審査せず、車両数7割以上の事業者からの申請があった場合に、これらを審査して、自動的に認可する運賃水準の上限と下限の幅を、「自動認可運賃」として設定している。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(H13.10.26国自旅第101号))

公定幅運賃制度

平成26年1月に施行された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、特定地域又は準特定地域において、国土交通大臣が指定する運賃。

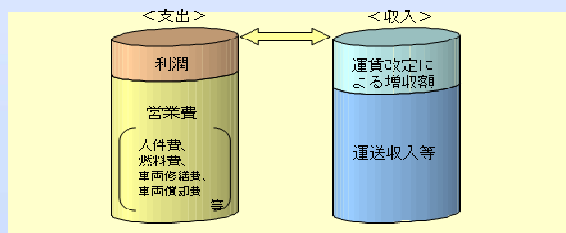
○公定幅運賃の範囲の設定基準・算定方法は自動認可運賃と同じ。

○公定幅運賃の下限を下回る運賃での届け出は変更命令対象となる。

1. 総括原価方式

タクシー事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」を用いている。

＜総括原価方式のイメージ図＞



【原価として認める費用項目】

- ・人件費 ・燃料油脂費 ・車両修繕費 ・車両償却費
- ・その他諸経費(その他償却費、その他修繕費、諸税、保険料等)
- ・一般管理費(人件費、諸税等)
- ・営業外費用(金融費用、車両売却損等) ・適正利潤

2. 自動認可運賃又は公定幅運賃の範囲の上限

自動認可運賃又は公定幅運賃の上限の設定にあっては、運賃ブロック毎(全国99ブロック毎)に事業者の申請を受け、当該運賃ブロックの中で、標準的な経営状況にあると考えられる事業者(以下「原価計算対象事業者」という。)の原価を基礎として平均原価を算出し、これに見合うように上限運賃を設定している。

3. 自動認可運賃又は公定幅運賃の範囲の下限

原価計算対象事業者のうち、他の事業者に比べ、特に“効率的な経営”を行った事業者の収支が償う水準の運賃という考え方で下限運賃を設定している。

具体的には、「適正な原価」及び「適正な利潤」の確保、「不当な競争」の防止の観点から、①効率的な経営による差異を認める経費と、②認めない経費を区分し、②については、地域の標準的、能率的な経営を行っている事業者の平均値を固定値として用いる。

【①効率的な経営による差異を認める経費】

- ・燃料油脂費
- ・役員報酬
- ・金融費用 等

【②効率的な経営による差異を認めない経費】

- ・労働条件の確保に必要な経費(人件費)
- ・安全・サービスの確保に必要な経費(車両修繕費等)
- ・公租公課等義務的経費(諸税、保険料、事故賠償費等)

原価項目・内訳・内容					事業者による差異の有無
営業費	運送費	人件費	運転者人件費	(給与、手当、法定福利・厚生費等)	×
			その他人件費	(運行管理者、整備管理者等)	×
			小 計		
		燃料油脂費	燃料費・油脂費	(LPG、ガソリン、軽油)	○
		車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	○
		その他運送費	その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
			諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
			車両リース料	(事業用車両のリース料)	○
		その他	(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	×	
	小 計				
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	○
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(夕セン負担金、自賠責、教育実習費等)	×
小 計					
営業外費用	営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息等)	○	
		車両売却損	(事業用車両の売却による差損)	○	
		その他	(貸倒償却、雑支出等)	○	
	小 計				
適正利潤					×